

始



比律賓資料第壹號

昭和十年九月

比律賓の獨立問題

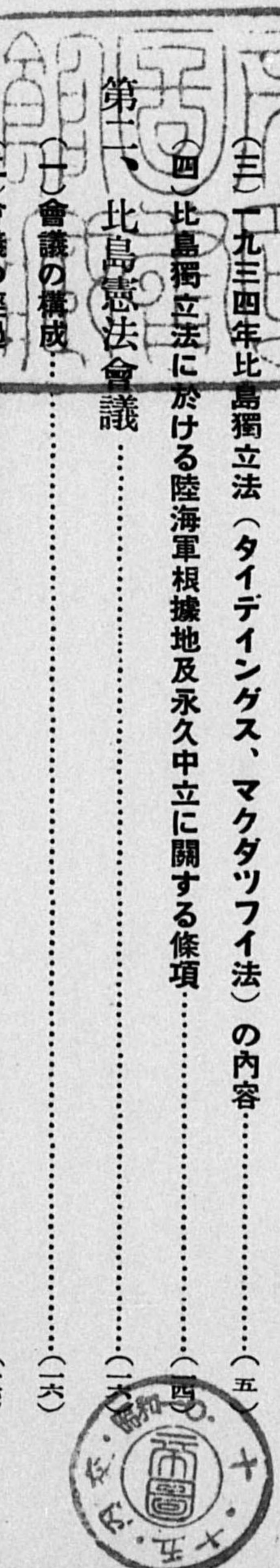
法財人團

比律賓協會

比律賓の獨立問題

目 次

第一、比律賓獨立法成立迄の經緯………	(一)
(イ) ハーラー、ホーリー、カッティング比島獨立法の拒否………	(一)
(ロ) タイオイングス、マクダッフィ比島獨立法の成立………	(一)
(ミ) 一九三四年比島獨立法(タイオイングス、マクダッフィ法)の内容………	(五)
(キ) 比島獨立法に於ける陸海軍根據地及永久中立に關する條項………	(一)
第二、比島憲法會議………	(一)
(イ) 會議の構成………	(六)
(ロ) 會議の經過………	(七)
(イ) 憲法草案成立に至る迄の經緯………	(七)
(ロ) 決定したる最終案の要旨………	(八)
第三、ローズベルト大統領の署名及其後の模様………	(三)
第四、比島に於ける人民投票並比島初代大統領選舉結果………	(四)



比律賓の獨立問題

第一、比律賓獨立法成立迄の經緯

(一) ヘーア、ホーズ、カツティング比島獨立法の拒否

一八九八年の米西戦争の結果同年十二月の巴里條約に依り、米國は西班牙より比律賓群島を買收したるが、米國の同島領有後比島民の獨立運動絶へず、米國内に於ても比島獨立承認論唱へられ來たれる處、一九一六年ウイルソン大統領の下に成立せる比律賓統治に関する、所謂ジョーンズ法前文に於て米國は安定せる比島政府の確立を俟ち獨立を許與するの意思ある旨を宣言するに及び、比島民は之を以て同島獨立承認に關する米國政府の公約なりとし獨立運動を續くる所あり、米國議會内に於ても比島獨立承認の可否は絶へず問題とせられ來たれるが、右は主として政治上の見地より論議せらるるに止まり議會活動がす迄に至らざりき。

然るに偶々一九二九年秋以來の財界不況に際會するに及び、米國内に於ては農業關係者は無税にて米本國に輸入せらるゝ比島農產物の脅威を排除せむが爲、又労働者側は比島移民増加に基く労働問題の困難を緩和するの目的を以て右移民を制限せむが爲、夫々比島に獨立を許與せむとする運動盛んとなり、遂に一九三一年末に至り此種經濟上の理由よりする獨立許與の運動は、米國政界に於ける從來の

獨立論者及比島は米國にとり一種の負擔なりと爲す一派と相呼應して米國議會を動かすに至れり、即ち一九三一年十二月開會の第七十二議會第一會期に於ては、上院にはホーズ、カツティング連名の獨立法案の外ヴァンデンバーグ案あり、下院にはヘーヤ法案提出せられ居りたる處、下院に於て先づ獨立法案通過の氣運熟し時の共和黨フーヴィー政府の反対ありたるにも拘らず、大多數の支持に依りヘーヤ法案通過せられ上院に廻附せられたり、上院に於ては同會期中之を考慮するの運びに至らざりしも一九三二年十二月開會の第二會期に至り右ヘーヤ法案に既に上院に提出せられ居りたるホーズ、カツティング案を按配し通過したり、右所謂ヘーヤ、ホーズ、カツティング案は一九三三年一月十三日フーヴィー大統領に依り拒否せられたるも下院は同日、上院は同月十七日、何れも三分の二以上の多数投票を以て大統領の拒否を押切り再通過せられたる爲、茲に比島獨立法として成立するに至れり。

翻つて比律賓側のヘーヤ、ホーズ、カツティング法に對する態度を見るに、比島内には現下の情勢上本獨立後に於ても猶米國の軍事的施設保有を認め居ること及比島の對米輸出品には數量の制限、關稅の加徵あるに拘らず比島輸入の米國品には制限なきこと等を指摘し、同法の受諾に反対するケゾンの一派との二派對立し論争を續け居り、而も數に於てはケゾン派多數なる爲漸次獨立法受諾反対の空氣濃厚となる傾向に在りたるが、又裏面に於ては由來ヘーヤ、ホーズ、カツティング法の成立は、オスメニヤ、ロハス一派の努力に俟つ處尠からざるを以て、若しケゾン派が之を快く受諾する時はオスメニヤ派の政界に於ける地位は愈々確立し、ケゾン派の凋落は避くべからざるものと觀られたる爲ケゾン派は同法の受諾を喜ばず、且同法支持者の主なる者は人種的に見て中央比律賓諸島を中心とするヴィサヤ族の代表的人物にてオスメニヤのセブに於ける、モンチノラのイロイロに於ける、ロハスのカビスに於ける、何れも其各地方に於ける壓倒的勢力に鑑みるも獨立法受諾の最功勞者はヴィサヤ族なるが如き觀を呈する爲、右はルソン島中南部一帶に跨るタカラブ族の代表者たるケゾン並に其一派の心外に感ずる處となり斯てケゾン一派は經濟的、政治的考慮、人種的反感よりヘーヤ、ホーズ、カツティング法の受諾に反対したるものなりと云ふ。

其後一時右獨立法に關する諸否を比島人民投票に問ふべしとの案ありたるも結局纏らず、遂にケゾン一派の多數は之を議會の投票に依り決せんとし終に一九三三年十月七日票決に附したる結果、上院に於ては十五票對四票、下院に於ては五十五票對二十二票の差にて受諾拒否に決定せられたり。

(二) タイディングス、マクダウブイ比島獨立法の成立

前述の如くヘーヤ、ホーズ、カツティング法が比島議會にて受諾否決せらるるや、ケゾン派は早くも米國議會に於ける新比島獨立法通過の運動を起し、ケゾン自身少數の同志を引併れて一九三三年十一月初め渡米したるが、オスメニヤ派も之に負けず米國輿論の支持を得て自派の手錠にかけたるヘーヤ

ホーツ、カツティング法の復活を策し、中米委員オシャスをしてケゾンの後を追ひ歸米せしめたり、事情右の如くにして一九三四年初頭に於てはヘーヤ、ホーツ、カツティング法を中心とし受諾、拒否両派の抗争は只單に比島内のみならず華府に於ても互に暗鬭を續くこととなる爲比島關係者も之を憂慮するに至り、ローズベルト大統領も二月一日ケゾンと會見後、陸海軍長官とも打合せたる上愈調停に乗出すこととなり、米國側にて獨立法中、陸海軍條項の削除に同意する代り、比島側に於ては獨立前の米比通商關係、在比米國代表の權限及獨立準備期間の短縮に付其主張を固執せざることに略了解成り、右筋合にて米國議會上院の群島屬領委員會委員長タイディングスをして新獨立法案を起草せしめ、三月二日之が採擇方を慾憲せる教書と共に之を議會に送れり。

右新比島獨立法案即ち所謂タイディングス、マクダッフィ案は三月十九日下院を、三月二十二日上院を各通過し三月二十四日大統領に依り裁可せられたるが、右のヘーヤ、ホーツ、カツティング法と異なる點左の如し。

(イ) 比島憲法會議は一九三四年十月一日以前に召集せらるべき追て期日は比島議會に依り定めらるべし。

(ロ) 米國は比島獨立と同時に陸軍根據地を放棄すること。

(ハ) 海軍根據地及燃料補給所は當分米國に於て保留すべきも、大統領は比島獨立承認の宣言を發

してより二年以内に比島政府と右海軍根據地及燃料補給所に關する一切の問題を調整解決する爲商議を爲すの權限を賦與せらること。

右タイディングス、マクダッフィ比島獨立法の受諾に關しては、ケゾン派は固よりオスメニヤ派も大體異議なかりし爲特別議會に依り之が受諾を決定することとなり、一九三四年四月三十日特別議會召集せられ五月一日両院合同決議の形にて全員一致右獨立法の受諾を決定し直に其旨米國大統領へ通告したり。

(III) 一九三四年比島獨立法の内容

一九三四年の比島獨立法の要旨左の如し。

一、憲法會議（第一條）

比島議會は比律賓島聯邦政府（Government of the Commonwealth of the Philippine Islands）憲法制定の爲、比島議會の定むる一九三四年十月一日より遅からざる期日に於て會合すべき憲法會議に出席する代表者の選舉に關する規則を設くる權限を賦與せらる。

右憲法會議に於て制定せらるべき憲法は本獨立法所定の條件及制限に從ふことを要す。

二、憲法に對する條件及制限（第二條）

(一) 憲法は共和制たることを要す。

米國主權の比島撤退に至る迄の期間に關し憲法の一部又は附屬法令を以て規定すべき條項中主要なるもの左の如し。

(1)比島公債は米國議會の定むる限度を超過せざること及米國大統領の承認を經ずして外國に於て公債を募集せざること。

(2)比島現政府及州並に自治團體の債務は聯邦政府之を繼承履行すること。

(3)通貨、貨幣鑄造、輸出入及移民に關する法令は米國大統領の承認を經ること。

(4)外交は米國の直接指揮監督を受くべきこと。

(5)比律賓島聯邦議會を通過せる一切の法令は米國議會に報告せらるべきこと。

(6)比島は米國が公共の使用の爲財產を收用し、比島に於て軍事上其の他のレザーヴエーシヨン及軍隊を維持し、大統領の命令に基き比島政府の組織する一切の軍隊を右軍隊に編入するの權利を認むること。

(7)米國は大統領布告に依り比島政府の保全、其の憲法所定の政治の維持及生命財產、個人の自由並に憲法に基く政府義務の履行の爲干渉權行使するを得ること。

(8)米國市民及法人は比島に於て比島市民及法人の有する一切の私權を享有すること。

(二)憲法に於て米國大統領の比島獨立承認の日より効力を發生すべき條項を設くるを要す其の主なるもの左の如し。

(1)米國市民及法人の現存財產權は比島市民の財產權と同様の尊重及保護を受くべきこと。

(2)比島及其の州其他自治團體の公債及債務は比島獨立政府に依り繼承せらるべきこと。

(3)比島獨立政府は米西條約に依り米國の有する一切の存續せる義務を繼承すべきこと。

三、憲法成立に至る手續（第三條及第四條）

(一)憲法會議に於て其の起草せる憲法を承認せることは本獨立法制定の日より二年以内に米國大統領に之を提出するを要す。

(二)米國大統領は右憲法が本獨立法の規定に實質上合致すと認むる場合には其の旨比島總督に確認を與ふ。

(三)米國大統領に於て右憲法が本獨立法の規定に合致せずと認むる場合には、比島總督に對し其の旨通報すると共に獨立法に合致する修正案文を提示す、總督は之を憲法會議に提出し大統領と憲法會議の間に意見一致を見る迄前記の手續に依り同會議をして審議せしむ。

(四)大統領の憲法確認の日より四ヶ月以内に比島議會の定むる期日に行はるる選舉に於て、比島人有權者は右憲法及附屬法令に對し直接贊否の投票を爲す、投票の過半數が憲法及附屬法令に賛成なるときは比島人民の意志は比島獨立に賛成なるものと認む、投票の過半數が反対なるとき

は現在の政府は本獨立法に關係なく存續するものとす。

四、比律賓島聯邦に對する米國の財產及權利の讓渡（第五條）

比律賓島聯邦政府成立の際、米西條約に依り比島に於て米國の獲得せる一切の財產及權利は右聯邦政府に讓與せらる、但し米國大統領に依り米國の軍事上其他のレザーヴエーションとして既に指定せられたる土地及其の他の財產、並に法律に基き賣却又は處分せられたる土地財產、權利及利權は此の限に非ず。

五、比島獨立に至る迄の米比關係（第六條第七條第八條第九條）

(一)貿易關係（第六條）

比律賓島聯邦政府成立後の米比關係は左記を除き現行法規に從ふ、尙本項に於て米國とは比島、ガアーシン島、サモア及グアム島以外の合衆國領土及屬領を謂ふ。

(イ)一年間に比島より米國に輸出せらるる品目左記數量を超ゆるときは、右超過量に對し米國の法律に從ひ米國輸入の同種外國品に對すると同一の輸入稅を課す。

(A)精糖五萬英噸粗糖八十萬英噸を超ゆるとき。

(B)椰子油二十萬英噸を超ゆるとき。

(C)全部又は大部分マニラ又は他の硬纖維を以て製造せるタールを塗り又は塗らざる糸

撚糸、細引繩三百萬封度を超ゆるとき。

(ロ)比島より無稅にて米國に輸出し得る物品が上記限度に達したることは、其の次年度より右物品の米國に對する無稅輸出量は、比律賓島聯邦政府發行の輸出許可證に依り右物品生産者に對し其の前年度對米輸出量に比例して割當つるものとす。

(ハ)比島政府は現行法規（上記(A)(B)(C)所定の修正を加ふ）に基き、比島より無稅にて米國に輸出せらるゝ一切の物品に對し（上記(A)(B)(C)制限内をも含む）左記の輸出稅を賦課す。

(1)新政府成立後第六年には米國法律に依り同種品目に課せらるるべき稅率の五%

(2)新政府成立後第七年 一〇%

(3)同 第八年 一五%

(4)同 第九年 二〇%

(5)同 第九年後 二五%

尙比島政府は右輸出稅收入を減債基金とすべきものとす。

(二)政治的關係（第七條）

米國主權の比島より完全に撤去せらるる迄の米比間の政治的關係左の如し。

(イ)比島憲法に對する修正は一切之を米國大統領に提出し其の承認を求む、大統領之を承認するか又は提出後六ヶ月以内に大統領に於て否認の意思表示を爲さざることは、右修正は憲法の一部として効力を發す。

(ロ)米國大統領は左記の場合比島政府の法律契約又は行政命令の効力發生又は執行を停止するの權限を有す。

(1)大統領の判断に依り比島政府に於て契約を履行し得ず又は公債及利子の支拂或は減債基金整備をなし得ずと認めらるる場合。

(2)比島通貨の保證準備を害すと認めらるる場合。

(3)大統領の判断により米國の國際義務に背反すと認めらるる場合。

(ハ)米國大統領は上院の同意を得て比島に對する米國高級委員を任命す、高級委員は比島に於て米國大統領を代表し比島政府、在比島米國軍隊司令官及米國官吏に依り米國大統領代表者として認めらるべきものとす。

比島政府が其の債務の元利支拂又は其の契約の履行を爲し得ざることは高級委員は直に右事實を大統領に報告すべきものとす、大統領は最高委員をして税關及其事務を接收せしめ關稅收入中必要なる額を債務又は契約履行の爲充當せしむることを得。

(三)移民關係（第八條）

(ニ)比島政府は米國駐在比島委員選任の規定を設くべく、該委員は米國下院に於て議席を有し討論を爲し得るも投票權を行使することを得ず。

(ホ)比島に於ける裁判事件に關する米國大審院の覆審は現行法規に従ふ、右覆審は比島聯邦憲法關係事件に及ぶものとす。

(三)移民關係（第八條）

比島に於て本獨立法受諾せられたる時より左記條項効力を發生す。

(イ)一九一七年移民法、一九二四年移民法（第十三條(C)を除く）並に移民、外國人の入國禁止及追放に關する一切の合衆國法規の目的上、米國市民に非ざる比島市民は外國人と見做さるべく從て比島は外國と見做し毎年の歩合を五十名とす。

但し右は布哇に渡航する者にして移民又は旅券查證を請求せるものには適用せず。

(ロ)米國市民に非ざる比島市民は一定の場合の外布哇より米本國に入國することを得ず。

(ハ)國務長官は必要と認むる期間比島にフォーリン、サーヴィスに在る領事官を駐在せしむ右領事官は其の駐在期間外國に在勤するものと見做さる、領事官は外國に駐在する場合と同様公の行爲、公證、其他移民法適用に關する職務を有す。

(ニ)一九一七年修正移民法第十八條及第二十條の爲比島を外國と見做す。

(ホ) 上記規定は現行移民法規の追補として施行せらる。

(四) 債務關係 (第九條)

比島聯邦政府成立後米國の主權が比島に存續する間に於て比島政府、州及自治團體の公債元利其他の債務に關しては米國に於て何等義務を負ふことなし。

六、比島獨立承認及米國主權の撤去 (第十條)

(一) 本獨立法所定の憲法に基く新政府成立の日より十年の期間を経過せる直後の七月四日、米國大統領は布告に依り比島及比島民に對し行使せらるる米國の主權を一切撤去す、右の中には米國政府が比島に於て有する一切の軍事上其他のレザーヴエーションを包含するも、第五條所定の海軍用レザーヴエーション及燃料補給所は之を除外す。

大統領は自治國として比島の獨立を承認し憲法に依り比島人民の設立せる政府の比島に對する支配權を認む。

(二) 大統領は比島獨立承認の布告を發したる後二ヶ年以内に、比島に於ける米國の海軍用レザーヴエーション及燃料補給所に關する問題に付調整解決の爲比島政府と商議を開始するの權限を賦與せらる、右調整解決を見る迄は海軍用レザーヴエーション及燃料補給所は現狀の儘とす。

七、比島永久中立 (第十一條)

比島の獨立完成する場合比島の永久中立に關する條約締結の目的を以て大統領は成る可く速に外國と商議を開始すべし。

八、外國政府に對する通告 (第十二條)

比島獨立の布告及承認と共に大統領は米國と外交關係を有する諸外國政府に右の旨通告し、右政府をして比島の獨立承認方を求むべきものとす。

九、比島獨立後の關稅 (第十三條)

比島獨立後米國は比島より輸入する物品に對しては、外國よりの同種輸入品に對する同一の稅率の關稅を課す。

但本獨立法所定の比島獨立の日より少くとも一年前に於て米比兩國の將來の貿易關係に關する勸告作成の爲代表者の會議を開くべきものとす、右會議開催の時日、場所及方法は米國大統領之を定む、右但書は比島獨立に至る迄の過程及獨立期日に關する本獨立法の規定を變更するものに非す。

十、獨立後の移民關係 (第十四條)

比島に對する米國主權の最終完全なる撤去と共に米國移民法(歸化不能の者に關する規定を含む)は比島に於て出生せる者に對し他の外國に於ける場合と同様に適用せらる。

十一、引續き効力を有する法規（第十五條第十六條）

(一) 本獨立法に別に規定せらるる場合を除き、比島に於て現に行はれ又は將來施行せらるる法律は比島議會又は米國議會に依り修正改廢せらるる迄効力を存續す、右法規中比律賓又は比律賓島あるは比律賓島聯邦の意義に解せらるべきものとす、比律賓島聯邦政府は比島現政府の承繼者と認めらるべし。

本獨立法に別に規定せらるる場合を除き、比島現政府及其施政に關する一切の法規は比律賓聯邦政府成立の日限り廢止せらる。

(二) 本獨立法の條項中憲法違反又は適用不能と認めらることある場合には、右は他の條項に何等影響を及ぼさざるものとす。

十二、効力發生期日（第十七條）

本法の前記諸條項は比島議會の合同決議、又は比島議會に依り本法受諾問題決定の爲召集せられたる會議の受諾ある迄は効力を發生せず。

(四) 比島獨立法に於ける陸海軍根據地及永久中立に關する條項

(一) 陸海軍根據地に關する條項

一九三三年一月十七日所謂ヘーヤ、ホーズ、カツティング法に於ては陸海軍根據地に關し

(イ) 比島新政府成立し獨立準備期間開始と共に、米國は嘗て米西條約に依り比島に於て獲得した一切の財產及權利を比島新政府に讓渡すべきも、只米國政府の軍事上及其他のレザーヴエイションとして米國大統領の指定したる土地及財產は、之を米國政府に於て留保するを得べし。

(ロ) 比島新政府成立の日より十箇年後米國は比島の完全なる獨立を承認すべき處、右承認後二箇年以内に米國大統領は比島内に於て米國の必要と認むる軍事根據地を再指定し、之を米國政府に於て保有し得るものとす。

との趣旨の規定ありたるが一九三四年三月二十四日の所謂タイディングス、マクダッフィ法に於ては、獨立準備期間中は前述ヘーヤ、ホーズ、カツティング案と同様なるも、完全獨立後は左の如く陸軍根據地を放棄し海軍根據地に關しては追て商議する建前をとれり。

(イ) 新政府成立の日より十年後米國が比島の獨立を承認するに當り、海軍根據地及燃料補給所を除く一切の軍事上並に其他のレザーヴエイションは比島に讓渡せらる。

(ロ) 大統領は比島獨立承認宣言後二年以内に、右海軍根據地及び燃料補給地に關する問題調整解決の爲比島政府と商議を開始するの権限を有し、而して右調整解決に至る迄は本件根據地及燃料補給地は現狀を維持す。

(二) 永久中立に關する條項

比島中立に關しては米國大統領は比島獨立の承認せられたる場合同島を永久中立となす一條約締結の目的を以て成るべく速に諸外國と交渉を開始すべしとの趣旨の條項あり。

第二、比島憲法會議

(一) 會議の構成

五月一日の特別議會に於てタイディングス、マクダッフィ法の受諾に従ひ、右に基く獨立準備の爲左の諸點を決定したり。

(イ) 比島憲法制定會議を七月三十日より開催す。

(ロ) 會議代表は特別州を除き下院議員定員一名の各選舉區より二名宛選出し總數二百二名とす。

(ハ) 右代表の選舉は七月十日之は行ふ。

右代表選舉に當りてはケゾン派オスメニヤ派との間に成る可く各區とも兩派より一名宛選出することに默契成り、政黨の色彩なき有爲の人物の爲には兩派相譲り合ふ状態にて選舉は至極平穩裡に行はれ又代表者は殆んど名譽職に等しきものにして雜費五百比、日當五比の僅少なる手當を受くるに止まりたる爲、他の選舉に於けるが如き激烈なる選舉運動行はれず比較的選舉の公正を期し得たりと云ふ、憲法會議は豫定通り七月三十日開催せられたるが當日はマーフィ總督は憲法會議は比島獨自の立場よ

り決定すべきものなりとの理由にて臨席せざりき、開會の辭は下院議長ケゾン之を述べ假議長ダウル司會の下に本會議に入り、オスメニヤ派のブリオラトスの推舉に依りケゾン派のクラロ、レクトを議長に推し、副議長上席にオスメニヤ派のルベルト、モンチノラを、同次席にテオドロ、サンディコを夫々推薦したる後兩派代表交々立つて祝辭を述べ、次で總計四十六の各専門委員會を組織し比島共和國憲法の起草に當ることとなれり。

(二) 會議の經過

(イ) 憲法草案成立に至る迄の經緯

比島憲法會議は七月三十日開催せられ八月中旬迄に於て四十六委員會全部の成立を告げ、各部に於て擔任事項に關する草案を起草することとなる次第は前述の通りなるが、其後審議遲々として進まざりしもレクト議長督勵の結果漸く九月末に至り各委員會の成案出揃ひ、何れも中央委員會（八十六名より成る）に附託せられたり。

然るに委員會案中には頗る廣範宏大なる内容を有するもの多く且双方の間に連絡統一なき結果、中央委員會に於ては之が審議に當り議論百出纏る處を知らず徒に時日を浪費するの傾向生じたるが、遂に十月十日至り審議促進の爲には中央委員會内に小委員會を設け先づ地均しをせしむることに決し、左の如き學識經驗共に秀で比島民の信望ある有力者七名を小委員會委員に任命した

り。

委員長（中央委員長兼任）フイレモン、ソット（前上院議員）

委員 マヌエル、ロハス（前下院議長、前獨立委員）

ビセンテ、シングソン、エンカルナシヨン（前農商務長官）

マヌエル、ブリオネス（上院議員）

ノルベルト、ロマルデス（前高等法院判事）

ミカエル、クアデルノ（比律賓銀行副頭取）

コンラード、ベニテス（比律賓大學商科部長）

右小委員會は其後十日間連日會合して各専門委員會報告を基礎に憲法草案を練り、十月二十日一案を作成して中央委員會に提出したるが、中央委員會に於ては同月二十五日之に對し主義上の賛成を表したる上翌二十六日憲法本會議に報告したり。

（ロ）決定したる最終案の要旨

小委員會の起草し中央委員會より憲法本會議に提出せられ、其後遂に決定を見たる確定法中主要點を略記すれば左の如し。

一、領 土

比律賓の領土は一八九八年十二月十日パリーに於て米西間に調印を見たるパリー條約第三條により規定せられたる範圍及一九〇〇年十一月七日米、西兩國間に締結せられたる華府條約並に一九三〇年一月二日米、英兩國間に締結せられたる條約中に包含せらるる比律賓全諸島及現に比島政府の統治し居れる一切の島嶼を含むものとす。

二、方針宣言

比島の政體を共和政とすること、比島政府は國防の爲め法律を以て全市民を文武の公役に服せしむること、比島の國策として戰争を否認すること、一般に承認せられたる國際法の原則を比島の法律の一部として適用すること、比島政府は有能なる市民養成の爲め之に關する其兩親の權利義務を援助支持すべきこと等の規定あり。

三、權利章程

生命、自由、財產、居住、宗教、通信、組合、結社、に關する個人の權利を認むる外、道徳並に公安を害せざる限り新聞雜誌の言論の自由を束縛せず、貴族の稱號を賦與する法律は之を制定することを得ず、又公職に在るものは國會の同意を経ずして外國政府より如何なる贈與、報酬、公職、又は稱號を受くることを得ず、負債若是人頭稅不拂の爲め投獄せらるることなし、保證金積立に依り裁判確定前の重罪犯人の保釋を許可す、等。

四、市民権

比島市民権を有するものは、(イ)憲法制定當時比島市民たりし者、(ロ)從來比島政府の下に於て選舉により公職に在りたる者及其の子孫、(ハ)法律の定むる處に依り歸化したる者及其の子孫、(ニ)比島市民を父に持つ者、(ホ)比島市民を母に持つ者にして成年に達したる際比島市民たることを選択したるもの。

五、選舉権

二十一才以上の比島市民男子にして一年以上比島内に、六箇月以上同一市町村内に居住し、読み書きをなし得るものは選舉権を行使することを得、尙人民投票に依り三十萬人以上の婦人が婦人參政権附與に賛成する場合は議會は婦人に參政権を附與すべきものとす。

六、立法部

立法権は議會 (National Assembly) 之を行ふ (一院制度)、議員數は百二十名以内とし任期三箇年、三年毎に選舉せらる、各州の定員は人口を標準として割當つるものとす。議員の資格は年齢三十才以上にして五年以上比島市民たるものに限る、手當は五千比とし議會出席の爲のマニラ迄の旅費は別に支給す。

議會は宣戰布告の権を有す但し少くも議員總數の三分の二の承認を必要とす。

七、行政部

行政権は大統領之を行ふ、大統領は人民の直接選舉に依り選出せられ任期六年とす。

八、司法部

司法權は高等法院、控訴院及下級裁判所之を行ふ。

高等法院に於ては院長の外に六判事、控訴院に於ては院長の外に四判事を置く。

九、彈劾制度

大統領、副大統領、高等法院判事、控訴院判事、會計検査院長は憲法侵犯、反逆罪、收賄若は其の他の重罪に就き有罪なるときは彈劾に依り免職せらることあるべし。

十、會計検査院長

任期十箇年の會計検査院長を設く、同院長は再任を許さず。

十一、文官分限

各省、各部局其他一切の派生機關を含む文官の服務に關しては法律を以て規定を設くべし。文官の任命は大体に於て競争試験に依るものとす。

十二、天然資源の保存並に使用

比島の公有に屬する一切の農業、森林、礦業用用地、水、諸礦物、石炭、石油並に其の他の礦油

潜在エネルギーの一切の動力並に他の天然資源は國家に屬し、其の處分、採取、開發利用は比島市民若は比島市民に依り資本の少くとも六十パーセントを所有せらるる會社若は組合に制限せらる、但し本憲法に基く政府の創設せらるる時は現存する一切の權利、許可、租借、若は利權は之を留保す。天然資源は公有農業用地を除き讓渡すべからず、且つ一切の天然資源の使用許可、利權若は採取、開發、利用を目的とせる租借は二十五箇年間を限度として許可せらるべきも更に二十五箇年間延長することを得べしと規定せり。

十三、一般規定

比島の國旗は之を比島人の尊敬せる赤、白、青に太陽並に三星を配したるものとす。又一般官吏並軍人の憲法の支持及擁護の義務あること、更に又一切の教育機關は政府の監督を受け且其の取締規定に服すべきこと、及政府は公教育に關する完全且適當なる制度を創設維持すべき旨規定し次に婦人子供の勞働保護、會社規定、一般公安に關する施設を規定せり。

十四、憲法修正

議員總數四分の三の投票に依り憲法の修正を提言することを得、右修正が憲法修正の目的にて行はる選舉（一般投票）に於て國民の多數に依り支持せられたる場合は右修正案は有効に成立するものとす。

十五、補則

本憲法中に規定せられ居れる官吏の第一回選舉並に比島聯邦政府の創始は一九三四年三月二十四日裁可せられたる合衆國議會法律第百二十七號の規定に依り實施せらるべきこと、其他本憲法實施に必要なる補則を定む。

十六、獨立完成後有効となるべき特別規定

獨立後に於ける所有權の調節、債務の繼承、官吏の身分保證等に關し規定を設け右は亦米國との間に條約を以て明定せらるべきものとす。

第三、ローズヴエルト大統領の署名及其後の模様

憲法草案は本年二月十九日遂に議員の署名を了し華府に送付せられたるが、米國大統領は三月二十三日之に署名を了せり。

尙右憲法草案に對するローズヴエルト大統領の署名に際しては國務長官、陸軍長官、比島總督及上下兩院屬領委員會議長並にケゾン、ロクサス其の他比島側代表者等列席したるが、調印後大統領は該憲法草案が獨立法の規定と一致せることを述べたる上、米國政府は尙比島コンモンウェルス政府存續期間は主權に伴ふ責任に必要且適當なる權限を留保すること及米國民及比島民は友誼、同情及忠誠の觀念に依り相共に大なる試練をなしつつあることを聲明したるが、比島代表者側は獨立法中の通商問題

に關する米比代表者會議の規定を指摘して右會議の即開を望む旨述べたる趣なり。

之れより先比島側に於ては右大統領の裁可期日を見越して着々諸準備を進め、華府滯在中の總督及ケゾンと打合の結果、（一）總督は本年四月上旬中に臨時議會をして現政府より新獨立準備政府への政務移管に関する法律を五月末迄に制定せしめ、（四）六月に準備政府大統領以下行政官及國民議會議員の選舉を行い（五）十一月十五日に準備政府を樹立することに内定したる趣なる處、果して比島臨時議會は四月四日開會せられ同會議に於ては憲法諾否に關する人民投票施行日を五月十四日とする旨の法案通過し總督代理は同日之を裁可したり。

第四、比島に於ける人民投票並比島初代大統領選舉結果

比島憲法の受諾又は拒絶を決すべき人民投票は豫定通り五月十四日全島一齊に施行せられ、憲法受諾一、二二三、〇四六 反對四四、九六三の結果を生じたるが比島總督代理は六月六日右投票數を確認すると共に獨立準備政府官吏の選舉、現政府より新政府への政務移管及其の他必要な法律制定の目的を以て六月十二日臨時議會を召集する旨の布告を發したり。斯て臨時議會は六月十二日開會せられ、（一）前記人民投票の結果を確認し、（二）獨立準備政府正副大統領並に國民議會議員選舉日を九月十七日とし、（三）通常議會の開會を六月二十四日に繰上ぐべき旨の法案通過して二十二日閉會せられたり

次いで通常議會は六月二十四日開會せられたるが、右議會に於てはコンモンウェルス政府正副大統領及國民議會議員選舉法案等を通過し七月十八日休會を宣し、九月二十三日再會のこととなれり、斯くて比島初代正副大統領選舉は豫定通り九月十七日全島に亘り行はれたるが未だ全的結果は不明なるも大多數選舉區よりの報告に依ればケゾン、オスメニヤ聯繫派は豫想通り大勝を博し、アギナルド及アグリバイ兩派之に次ぎ、ケゾンの大統領及オスメニヤの副大統領は既に確實となれり、尙正副大統領就任式は来る十一月十五日マニラに於て行はる筈なり。

（完）

昭和十年十月五日印刷

（非賣品）

昭和十年十月七日發行

東京市世田ヶ谷區新町一丁目八十番地

編輯兼
發行人 北 正 一 郎

東京市赤坂區青山南町三丁目廿五番地

印刷者 谷 井 勝 之 助

東京市赤坂區青山南町三丁目廿五番地

印刷所 青 山 堂 印 刷 所

東京市麻布區我善坊町三十二番地

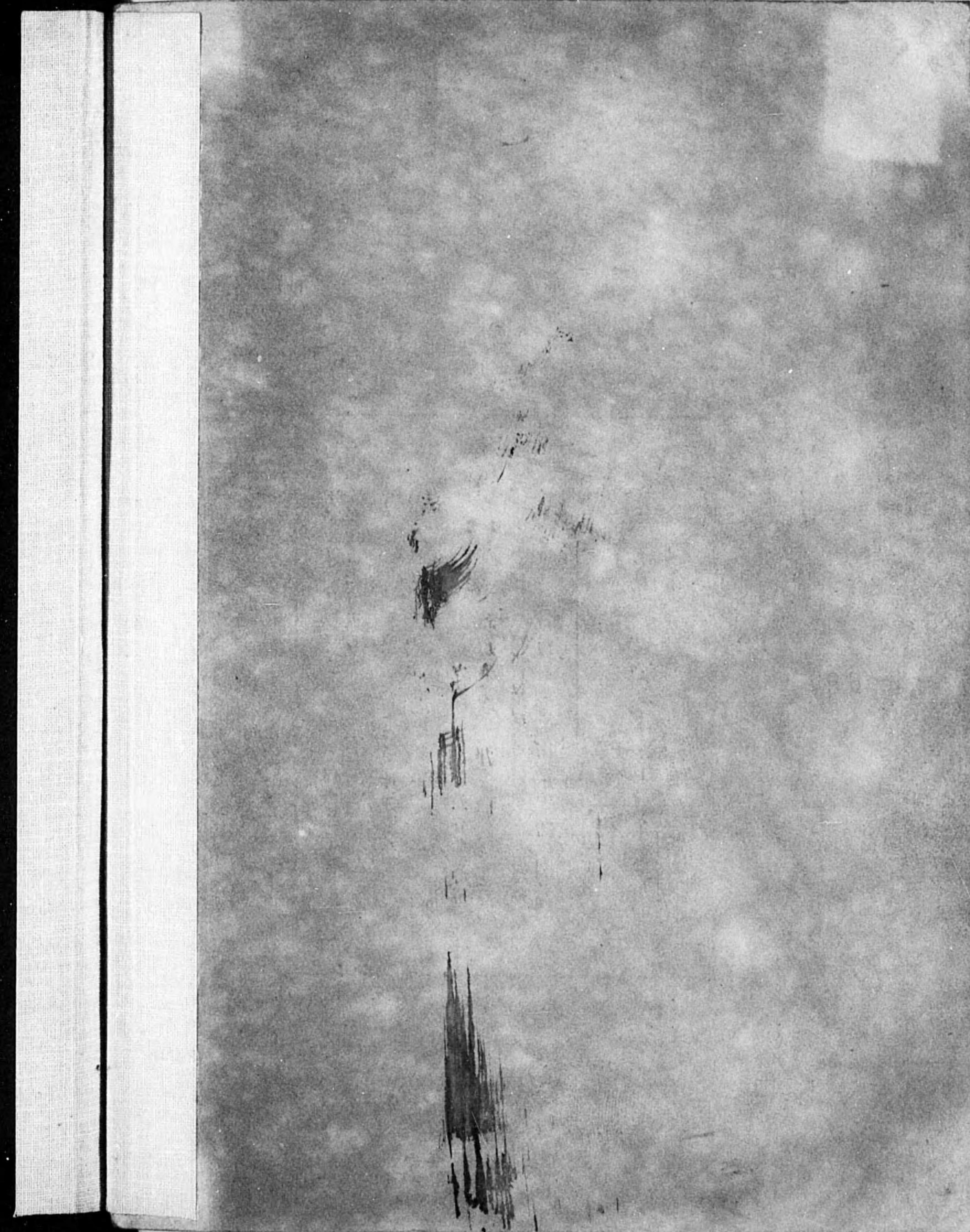
法人

比 律 賦 協 會

電話赤坂460-4590-48番

振替東京4590-48番

發行所



終